

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.2 (令和2年8月号)

令和2年8月11日作成

- 以下の省令・通知・事務連絡等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和2年7月17日 厚生労働省令141号 (令和2年9月1日施行)
 - 令和2年7月17日 保医発0717第1号
 - 令和2年7月22日 保医発0722第1号 (令和2年7月22日適用)
 - 令和2年7月22日 保医発0722第2号
 - 令和2年7月22日 医療課事務連絡
 - 令和2年7月31日 保医発0731第1号 (令和2年8月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その22)」(令和2年7月8日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その23)」(令和2年7月20日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その24)」(令和2年7月31日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
192	右	上から12行目	ブレクスピプラゾール	ブレクスピプラゾール, ルラシドン塩酸塩
242	右	下から13行目	<p>〔次行に追加〕</p> <p>問 B001の「10」入院栄養食事指導料の注3の栄養情報提供加算の患者の栄養に関する情報として示している「栄養管理に係る経過」とは具体的にどのようなものか。</p> <p>答 入院中の患者の治療の経過に伴い提供している食事の内容や形態を含めた経過のことである。</p> <p>(令 2. 3.31 その1・問68)</p>	
421			<p>〔D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの、同区分「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を合算した点数(7,500点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ RAS遺伝子検査(血漿)は、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの、同区分「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタルPCR法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者1人につき、1回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なもののうち、「(悪性腫瘍遺伝子検査について)」の(2)のイに規定する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は(3)のイに規定する大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。</p> <p>イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。</p> <p>ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なもののうち、「(悪性腫瘍遺伝子検査について)」の(2)のイに規定する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は(3)のイに規定する大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 2. 7.31 保医発 0731 1)</p>	
427			<p>〔D006-4遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なもの、D014自己抗体検査の「45」抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)の所定点数を合算した点数(12,850点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン アベバルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の測定を実施する場合は、D006-4 遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なもの、D014 自己抗体検査の「45」抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準を満たす保険医療機関において、原則として2歳未満の患者1人につき1回、算定する。ただし、2回以上</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			実施する場合は、その医療上の必要性について 診療報酬明細書 の摘要欄に記載する。 (令 2. 7. 31 保医発 0731 1)	図
468			<p>[D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数(1,800点)又は3回分を合算した点数(1,350点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌及びSARS-CoV-2の核酸検出(以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>なお、本検査を実施した場合、D023微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、「◇ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出」のウに規定する検査及びSARS-CoV-2核酸検出については、別に算定できない。</p>	図 (令 2. 7. 22 保医発 0722 1)
468			<p>[D023微生物核酸同定・定量検査の「14」単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数(450点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「14」単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	図 (令 2. 7. 31 保医発 0731 1)
472	右	上から20行目	(令和2年5月29日健感発0529第1号) [黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み]	(令和2年6月25日健感発0625第5号)
472	右	上から23行目	(令 2. 5. 13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) [黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み]	(令 2. 5. 13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) (令 2. 7. 22 保医発 0722 1)
554	右	下から26行目	スボレキサント	スボレキサント, レンボレキサント, メラトニン
554	右	下から1行目 ~次頁上から 1行目	ブレクスピプラゾール	ブレクスピプラゾール, ルラシドン塩酸塩
633	右	上から13行目	スボレキサント	スボレキサント, レンボレキサント, メラトニン
633	右	下から23~22 行目	ブレクスピプラゾール	ブレクスピプラゾール, ルラシドン塩酸塩
975			[(別紙36)の「睡眠薬」中「スボレキサント」の下に「レンボレキサント」及び「メラトニン」を加え、「抗精神病薬」中「○ ブレクスピプラゾール」の下に「○ ルラシドン塩酸塩」を加える。]	
1041	—	上から7行目	(最終改正;令和2年3月5日 厚生労働省 令第24号)	(最終改正;令和2年7月17日 厚生労働省令 第141号)

頁	欄	行	変更前	変更後
1041	右	下から6～4 行目	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第1条第四号の政令で定める日	令和2年10月1日
1042	左	上から26～28 行目	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第1条第四号の政令で定める日	令和2年10月1日
1047	〔様式第一号(一)の1中、「業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨」を「業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨」に改める。(令和2年9月1日施行)〕			
1398	左	下から9行目	構想区域	構想区域
附14	左	下から10～8 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)並びにSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出
附14	左	下から7～6 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)及び
附14	右	下から16～14 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)並びにSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出
附14	右	下から13～11 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)並びにSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出
附14	右	下から6～4 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)並びにSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出
附14	右	下から3～2 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出について	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)について
附15	右	上から3～4 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出を	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)を
附15	右	下から6～5 行目	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)及び
附40	左	上から5～6 行目	(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)	(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)」)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。